

林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

林業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、育林、素材生産等であること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
4. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
5. 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
6. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記5及び6に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者